

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○指定代理納付者の指定	(税務課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(畜産課)	二
○宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の肥育牛等相対販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	三
○宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	三

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 三
- 国道四十五号気仙沼大峠山事件審理の開始 (収用委員会) 五

○宮城県告示第四百六十一号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十九年五月十二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町一番三号
 - 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類
自動車税及びこれに係る延滞金
 - 寄附金(ふるさと宮城寄付金に限る)。
- 三 指定期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一一五〇〇七〇五	事業所の名称及び所在地 株式会社プラス・ワン福祉舎 大崎市松山金谷字金	廃止する指定障害福祉サービスの種類 生活介護	設置者名 株式会社プラス・ワン福祉舎	廃止年月日 平成二十九年四月三十日
---------------------	---	---------------------------	-----------------------	----------------------

田九十三一

○宮城県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十九年三月二十一日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成二十九年三月十三日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

加美郡色麻町四竈字柵木町十四―一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十九年三月十五日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中食肉卸売市場株式会社

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等相対販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十九年三月十五日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中食肉卸売市場株式会社

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成二十九年三月十五日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市岩出山下野目字ニツ屋三十九番地

いわでやま農業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十九年三月二十一日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成二十九年三月二十一日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

加美郡色麻町四竈字爪木町十四―一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十九年三月十五日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成二十九年三月十五日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

公益社団法人みやぎ農業振興公社

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市浪板九二の一（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市愛島小豆島字島東六十四番一、六十五番一の各一部
名取市愛島小豆島字清水坂百四十九番一
宗教法人慶雲院

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 運転免許証作成システム賃貸借及び運転免許証作成用消耗品購入 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成三十年一月一日から平成三十四年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市泉区市名坂字高倉六十五番地 宮城県運転免許センターほか三か所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去五年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三五)へ平成二十九年五月二十六日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限 宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二一二二一七七一、内線二二三三) 平成二十九年五月二十六日(金)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年六月九日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年六月二十日(火)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年六月二十一日(水) 午前十時
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則第二条の規定による。
3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料及び消耗品代の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第三条の規定に該当する場合には、宮城県議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of a system of making driver's license and purchase of consumable goods for making driver's license - 1 set
2 Duration of Contract : January 1, 2018 to December 31, 2022
3 Location : Miyagi Prefectural Driver's License Center (65, Takakura, Tehinazaka, Izumi Ward, Sendai) and other three places
4 Bid Deadline : June 20, 2017, 5 : 00 pm.
5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan
Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第21号

国土交通大臣起業の一般国道45号改築工事(三陸縦貫自動車道・宮城県気仙沼市松崎高谷地内から同市唐桑町只越地内まで)及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件(国道45号気仙沼大峠山事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成29年5月12日

宮城県収用委員会

1 日 時 平成29年7月10日(月) 午後2時30分から

2 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館200・201会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等